

# 「善信」実名説を問う（上）

籠 弘 信

はじめに

親鸞は『顕浄土真実教行証文類』『後序』に元久二年（一二〇五）、師法然より『選択本願念仏集』の書写と真影の図画を許されたことを記録している。

先年発表した拙稿「善信」と「親鸞」——元久二年の改名について——（上・下）（『親鸞教学』第七五・七六号／二〇〇〇）において筆者は、閏七月二十九日、法然によってその真影に名号と『往生礼讃』本願加減の文とともに記された「名之字」は従来了解されてきた「善信」ではなく「親鸞」、つまりこの時の改名は「綽空」から「善信」ではなく「親鸞」への改名であり、親鸞は流罪以後ではなく法然門下にあったこの時点から「親鸞」と名告っていたこと、従来実名とされてきた「善

信」は吉水期以来終生用い続けた房号であることの論証を試みた。（論文中、筆者は従来通説を「善信」改名説、自身のそれを「親鸞」改名説と呼んだ。）

発表後すでに多年を経過したが、筆者自身の見解に基本的に変化はない<sup>①</sup>。

しかし、旧稿発表とほぼ同時に本多弘之氏によって「親鸞」改名説の提示とそれに伴う「歴史的親鸞像の見直し」が提唱され（『新講 教行信証——総序の巻』（二〇〇三）他）、近年井上田氏（『名之字』考）（『新潟親鸞学会紀要 第四集』（二〇〇七）他）、鶴見晃氏（『親鸞の名のり——「善信」房号説をめぐって——』（『教化研究 第一四四号』（真宗大谷派教学研究所・二〇〇九））らによって、「善信」は実名である。元久二年の改名は「綽空」から「善信」へのそれであり、「親鸞」の名告りはそれ以後であ

る」とする「善信」改名説が再提示され、大谷大学真宗総合研究所において公開学習会（『親鸞像の再構築（二）』（二〇〇九）参照）が持たれる等、論争の機運が高まっているように見受けられる。

今回筆者は論争に一石を投じるべく井上・鶴見両氏の論考を取り上げ、第一章では主に鶴見氏、第二章では井上氏の論考について批判検討を加えていくこととする。

## 一 存覚説の信憑性

### ア「善信」房号説の嚆矢覚如

前述したように筆者は旧稿において自らの主張を「親鸞」改名説と呼び、従来の説を「善信」改名説と呼んだ。しかしこれらの呼称は厳密には正確でなく、前者は、

(1) 「善信」は房号である。（「善信」房号説）

(2) 元久二年の改名は「親鸞」への改名である。（「親鸞」改名説）

という二つの主張を同時に含むものであった。

それに対して井上・鶴見氏らが提示した「善信」改名説は、

(1) 「善信」は実名である。（「善信」実名説）

(2) 元久二年の改名は「善信」への改名である。（「善

信」改名説）

というものである。

しかし、「善信」改名説の嚆矢である親鸞の曾孫覚如におけるそれは、「善信」を実名としてではなく、あくまで房号と位置づけている。つまり井上・鶴見氏らによって批判されている「善信」房号説の嚆矢もまた覚如なのである。

覚如は『拾遺古徳伝』巻六において元久二年の改名を、またゆめのつけあるによりて、綽空の字をあらためて、おなじき日これも聖人真筆をもて名の字をかきさづけしめたまふ。それよりこのかた善信と号すと。

云々（傍点筆者）

と解説している。これが真宗史上初めて「名之字」を「善信」であるとした「善信」改名説の嚆矢であるが、ここでは「善信」は「号す」と、房号として扱われている。

これに比して覚如は、『報恩講式』には、

況ヤラチ、シケタラフ自名ニ曰ニ親鸞ト、（傍点筆者）

として、実名「親鸞」に対してはあくまで「名のりて」と記している。

また、『古徳伝』巻七の承元の法難の記事においても

「善信房親鸞越後のくに国府罪名藤井の善信」として、「善信」を房号、「親鸞」を实名と記している。(この「古徳伝」の記事からは、覚如が用いた原史料——承元元年(一一〇七)の法難当時のもの——に「善信房親鸞」と記されていた可能性すら窺うことができる。つまり覚如が流罪以降の「親鸞」への改名を踏まえて訂正して記載したのではなく、流罪執行以前にすでに「善信房親鸞」の名告りがあり、覚如もまたそう認識していたという可能性が見受けられるのである。)

覚如の『口伝鈔』上巻第六条には、常陸の信楽房が親鸞の門下を離れた際に連位が「門下を離れた以上、彼に与えた本尊・聖教を取り戻すべきでは」と進言したのに対して、

本尊・聖教をとりかへすこと、はなはだしかるべからざることなり。そのゆへは親鸞は弟子一人ももたず、なにごとををしへて弟子といふべきぞや。みな如來の御弟子なれば、みなともに同行なり。念仏往生の信心をうることは、釈迦弥陀二尊の御方便として発起すとみえたれば、またく親鸞がさづけたるに  
あらず。

と親鸞が戒めたエピソードが伝えられている。

この時親鸞はさらに続けて、

當世たがひに違逆のとき、本尊・聖教をとりかへし、つくるところの房号をとりかへし、信心をとりかへすなどいふこと、国中に繁昌と云々、返々しかるべからず。(傍点筆者)

と発言した、と覚如は記している。

この記事は親鸞在世当時、師弟間に確かな契りが結ばれた際に師は弟子に本尊・聖教、そして房号を与え、破門の際にはそれらを剝奪する慣習があつた、もしくはあつたと覚如が認識していたことを示している。

この記事から推するに、覚如は、元久二年の出来事を、親鸞が法然から本尊(法然の真影)・聖教(選択集)、そして房号(善信)を与えられた出来事であつたと認識していたと思われる。

また覚如はその著作において親鸞が「善信」(御伝鈔)上三段、「善信房」(同・上七段、「口伝鈔」第十四条)、「善信(の)御房」(御伝鈔)上六段、「口伝鈔」第一条、第八条、第十二条、第十四条)と呼ばれる場面を描いている。これらの記述からも覚如が「善信」を房号、それも吉水期以来のものと考えていたことが知られるのである。

## イ 「実名敬避」の慣習

なぜ他者から呼ばれることが「善信」が房号であることの証左となり得るかと言えば、当時人名に関して、人の名はその人の本性を表し、その人の存在自体と分かちがたくほとんど一体であるとする「名詮自性」の觀念があつた。言い換えれば名とは単なる記号ではなく、何か神秘的で靈的なものが含まれていると信じられていたのである。

この「名詮自性」の觀念を示す代表的な例は、『万葉集』卷一冒頭の雄略天皇の歌

籠こもよ み籠こ持ち 掘ふく申しもよ み掘ふく申し持ち この岳  
に 菜な摘つます兒 家聞かみかな 告のらさね そらみつ  
大和やまとの國は おしなべて われこそ居をれ しきなべ  
て われこそ座ませ われにこそは 告のらめ 家をも  
名をも

である。

雄略天皇が若菜を摘む乙女を見初めてその名を尋ねたのであるが、当時名を尋ねることは求婚を意味し、乙女が自分の名を教えれば結婚を承諾したことを意味したのである。

つまり名を他人に知らせることは名の持つている靈的なものを他人に委ねるという意味があり、反対にその人の名を知ることがその人の存在そのもの、運命や生命をも自由にし得る、文字通り「生殺与奪の権を握る」——時には呪詛の対象とする——ことすら意味したのである。

この結果、名を他人に知らせることを避け、日常生活において人の名を憚って呼ばない「実名敬避」の慣習が生じた。(実名とは諱いみなすなわち他人に知られることを「忌む名」であるという。)

また、懲罰の一環として名を改悪したり剝奪したりすることが行われたのもこの「名詮自性」の觀念に基づいてのことである。

そして日常生活においては、名(実名)を呼ばない代わりに、他人に知られても危険のない名、あるいは靈性の籠かこつていない名として通称や仮名(字あざな)が用いられた。僧侶を例にとれば、「官僧」である場合、通称として住持する寺院名や官職名(僧正・僧都・律師)といった僧官・「法印・法眼・法橋」といった僧位、あるいは公卿の職名で呼ぶ公名(君名または卿名きやうな)などが通称として用いられた。

(例) 安居院の法印・宰相法印(諱・聖覚)、長樂寺

の律師（隆寛）、大納言律師（公全、後に正信房（聖信房）湛空）

ちなみに公名は、堂上公家の子息が幼少で入寺し、未得度の稚児だった折、父の職名で呼んだことに起因するという。（聖寛は安居院の澄憲法印の真弟（実子）であったが、伯父宰相（参議の唐名）藤原俊憲の猶子——名義上は子であるが、姓も変わらず、財産相続も行われなため「養子」とは区別される——となったため、その職名である「宰相」を公名としたという。③）

また、覚如の『御伝鈔』第一段の記述「範宴少納言公と号す」に拠れば、親鸞の叡山時代の実名は「範宴」、通称が「少納言の公」であったとされるが、親鸞の父日野有範の職名は「皇太后宮の大進」であり、誰かの猶子となつて呼ばれた公名の可能性もある。

また当時、幼少より仏門に入り受戒した「官僧」以外にも、官僧から遁世した「聖」、あるいは俗世間で活動した後剃髪して僧形をとつたものの妻帯し公的に活動するなどの在家生活を行った「沙弥」があり、彼らは房号、あるいは阿弥陀仏号（阿号）などを字とした。（阿弥陀仏号は東大寺勸進俊乘房重源（号・南無阿弥陀仏）の創始とも伝えられている。）

（例）法然房（源空）、聖光房・弁阿弥陀仏（弁長）、阿弥陀丸（教信沙弥）

「聖」に対しては尊称として「上人（聖人）」号が用いられ、「沙弥」に対しては「入道」号が用いられた。また、居住した地名や遁世・出家以前の官職名も盛んに用いられた。

（例）笠置の解脱上人（貞慶）、梅尾の明恵上人（高弁）、高野山僧都（明遍）、三室戸大進入道（俗名・日野有範）

覚如は永仁三年（一二九五・二六歳）、初めて『親鸞伝絵』を制作しているが、同年十月十二日制作の奥書をもつ西本願寺本の題号は『善信聖人絵』、同年十二月十三日に初稿本を書写したとの奥書をもつ専修寺本の題号は『善信聖人親鸞伝絵』である。それに対して康永二年（一三四三・七十四歳）制作の東本願寺蔵康永本の題号は『本願寺聖人伝絵』となっている。

また、正安三年（一三〇一・三十二歳）制作の『拾遺古徳伝』では、親鸞の呼称が「善信聖人（上人）」で一されているが、元弘元年（一三三一・六十二歳）制作の『口伝鈔』においては「本願寺の鸞聖人」となっている。

いずれも大谷廟堂の寺院化によって親鸞の位置付けが一念仏聖から「本願寺」の開基・開山へと変化したことに伴うものである。

ただ、当時は仮名も実名と同様公的に用いられ、仮名である房号・阿号の記載された公文書も見ることができ

る。  
三善長兼の日記『三長記』の元久三年（一二〇六）二月十四日条は、

新宰相送御教書院宣也曰 法々安楽兩人可召出

（傍点筆者）

として、法本房行空・安楽房遵西の房号が「院宣」に記載されていることを伝えている。

また、『一向専修停止記』には、貞応三年（一二二四）五月十七日、比叡山が提出した『奏状』に続いて、嘉祿三年（一二二七）六月二十九日付の専修念仏停止の「宣旨」と天台座主によって比叡山全体に出された「通達」、同じく七月五日付の「宣旨」と「通達」が載せられているが、七月五日付「宣旨」には、

其上且為禁<sub>レ</sub>佛法之綾夷<sub>二</sub>且依<sub>レ</sub>優衆徒之鬱訴<sub>一</sub>以<sub>レ</sub>謂<sub>二</sub>根本<sub>一</sub>隆<sub>レ</sub>寛<sub>一</sub>・成<sub>レ</sub>寛<sub>一</sub>・空<sub>レ</sub>阿<sub>レ</sub>弥<sub>レ</sub>陀<sub>レ</sub>仏<sub>レ</sub>等<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>処<sub>二</sub>其<sub>レ</sub>身<sub>一</sub>於<sub>レ</sub>遠<sub>レ</sub>流<sub>一</sub>之由不日所<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>宣<sub>下</sub>也（傍点筆者）

として隆寛の実名に並んで成寛房幸西・空阿弥陀仏の房号・阿号がそれぞれ記されている。

公文書には実名しか記載されないわけではなく、「公文書に記載されているから実名である」と早計に判断することはできない。

また、このような仮名・通称は同時代ないしは当事者周辺では自在に用いられたものの、その結果、実名が伝わらなくなったり、誰を指したか不明になったりする例が少なくなかった。

当時の文書には「不<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>実名<sub>一</sub>兵衛入道事」（『一向専修停止記』）、「善綽房西意撰津くにして誅す佐々木判官（実名しらず）が沙汰と云々」（『拾遺古徳伝』）といった実名不詳を伝える表記をいくつも見ることが出来るし、『恵信尼消息』第十通は恵信尼の息子信蓮房明信が「五でうどの（五条殿）」のために野積の山寺で不断念仏を始めたとの記事を載せているが、この「五条殿」が誰であるか不明である。（一説には五条西洞院に住んだことのある親鸞を指すとも言われている。）

『法然上人行状絵図』卷十一は、

ある時上人月輪殿へ参じ給へるに、殿下御はだしにておりむかはせ給へば、聖覚法印、三井の大納言僧

都覚心、おなじくおりむかひ恐々せられけり。上人僧都をあやしげに見たまふ、聖覚あれは大納言僧都御房候と申さるれば、僧都とりあへず、覚心となり申されき。意は大納言も僧都も世におほければ、実名にてそれとしられたてまつらむとなり、殿下かやうにせさせたまへば、まして卿相雲客のおりさはる、事ことはり也

と、法然が九条兼実邸を訪れた際、同席の「三井の大納言僧都覚心」を不審げに見たので、聖覚が「大納言僧都御房」と紹介し、僧都自らが「覚心」と名告った、というエピソードを紹介している。

文中、大納言も僧都も世間に多くあり、「大納言僧都」という通称（公名・僧官名）では初対面の法然に通じなかったため実名をもって自己紹介したと解説されているが、この時聖覚がなぜ「覚心」と伝えなかつたかといえばまさしく実名を憚つたからに他ならない。

また、『古今著聞集』巻第十六には「聖覚法印の力者法師築地つきを罵る事」というエピソードがある。

持明院になつめだうといふ堂あり。淡路入道長連が堂なり。築地のくづれたりけるをつかせけるに、つくものども、をのがどち物語すとて、聖覚法印の説

経の事などをかたりけり。其折しも聖覚輿にか、れて其前をとをりけるに、これらが物語に、「聖覚の」といふを、ともなる力者法師き、とがめて、「おやまきの聖覚や。は、まきの聖覚や」など、ねめつ、見かへり見かへりにらみけり。築地つきをのるにてはあれども、當座には主をのるとぞ聞えける。「かゝる不祥こそありしか」と、彼法印、人にかたりてわらひけり。

持明院の「なつめ堂」の築地塀を修繕する者たちが雑談中「聖覚の」と呼んだのをたまたま聖覚の輿を担いで通りがかつた力者法師（従者）が聞きとがめ、彼らを睨みつけ「おやまき」「ははまき」と激しく罵つたが、その罵りが主人である自分を罵っているようにも聞こえた、と後に聖覚が苦笑しながら人に語つたというのである。

従者の発言「おやまきの聖覚や。ははまきの聖覚や」は、格助詞「の」を「動作・作用・状態の主格を表す」ととれば、「おやまき（ははまき）が聖覚などと呼びおつて」と壁の修理人を罵つた言葉になるが、「連体修飾格として性質・状態をあらわす」格助詞ととれば、「おやまき（ははまき）の（状態の）聖覚であることよ」と聖覚を罵つた言葉になる。

しかし従者はなぜ「聖覚の」と呼んだ者たちを「おやまき（ははまき）」と罵ったのであろうか。（ちなみに「おやまき」も「ははまき」もいずれも人を罵って言う言葉であり、語義未詳ながら「母親と通じる」という意味ではないかとされている。（『日本国語大辞典』）

現代の感覚からすれば「聖覚の」と敬称抜きで呼び捨てにしたことを従者が怒ったと理解しがちであるが、筆者は「安居院の法印」等の通称で呼ぶべきところを「聖覚の」と実名で呼んだことに従者は激しい怒りを覚えた、と理解すべきであると考へる。

このエピソードは「実名敬避」という禁忌<sup>タブー</sup>を犯した者に対して「おやまき（ははまき）」（母子相姦）ということれも禁忌を破った許しがたい者という激しい罵倒をもつて応じたという、言わば「実名敬避」の禁忌の厳しさを物語る事例ではないだろうか。（ただ、憤りの余りとはいえ、従者も「聖覚」と実名を挙げてしまったという点にも「主をの（罵）る」と聖覚は苦笑したわけであるが。）

「善信」房号説に対して、親鸞自身が「善信房」と使った用例が提示されていないとの批判があるが、房号とは自らが用いるよりもむしろ会話の中で他者からどう呼

ばれているかによって知られる性格のものなのである。

#### ウ 「仮実相兼ぬ」について

覚如の長男存覚は『六要鈔』巻一において、

言「親鸞」者、是其諱也。……後入真門黒谷門下、其名綽空、仮実相兼、而依聖徳太子告命、改曰善信。嚴師有諾。為之仮号、後称実名。其実名者、今所載是。

として、吉水入室の際に名告った「綽空」は「仮実相兼ぬ」——仮号かつ実名——であり、聖徳太子の夢告によつて法然の受諾のもと、「善信」と改めたこと記している。旧稿において筆者は、「これ（善信）を仮号として後に実名（親鸞）を称す」との記述を、仮号としての「綽空」を「善信」と改め、後に実名としての「綽空」を「親鸞」と改めた、つまり元久二年の改名以後親鸞は「善信房綽空」と名告っていた、と存覚が述べていると解釈したのである。（前述したように存覚の父覚如は元久二年に改めた「善信」をあくまで房号と扱っている。）

これに対して鶴見氏はこの箇所を、  
《親鸞は、まず吉水に入つて「綽空」という「仮実相



兼」ぬるただ一つの名を用い、後に夢告によって、その名を「善信」と改め、「仮実相兼」ぬるただ一つの名とした。そしてこの「善信」を仮名すなわち房号として後に実名を新たに名のつた、それが「親鸞」である、その時「善信房親鸞」となったのだ》(前掲論文二二頁)と読んでいる。

つまり鶴見氏は、存覚は「綽空」のみならず「善信」もまた仮号かつ実名であったと書いていると了解し、元久二年以降、「親鸞」と改める——この時期は不明であると氏は言われる——までの間、親鸞の実名は「善信」であり、改名以後、関東・帰洛期を通じて「善信」は房号として用いられた、とする「善信」実名説を主張しておられるのである。

筆者は旧稿において、『歎異抄』のいわゆる信心一異の諍論の記事において勢観房、念仏房、そして法然が「善信房」と呼び、『恵信尼消息』第三通の常陸下妻の堂供養の夢の記事、第五通の寛喜の内省の記事において夢中の人物、そして恵信尼が「善信の御房」と語ったことを採り上げて、「善信」が吉水期以来、終生用いられた房号であると述べたのであるが、氏は『六要鈔』の記事を前述のように読むことよって、『歎異抄』が伝

える「善信房」の呼称が吉水期の房号を伝えたものではないとされたのである。

しかし、筆者はこの『六要鈔』の文は、文の展開(「為<sub>レ</sub>之<sub>ト</sub>仮号<sub>ト</sub>、後称<sub>ニ</sub>実名<sub>ト</sub>」)から見て、あくまで「善信」を仮号として一旦「善信房綽空」と名告り、後に実名を「親鸞」と称したと読むべきであると考ええる。

もし鶴見氏のように解釈するのであれば、「後<sub>ニ</sub>為<sub>レ</sub>之<sub>ト</sub>仮号<sub>ト</sub>称<sub>ニ</sub>実名<sub>ト</sub>」——一旦仮号も実名も「善信」と名告って、後に「善信」を仮号として実名を「親鸞」と称するという文の展開でなければならぬのではないだろうか。鶴見氏は、改名の経過について覚如も存覚と同じ見解を持っていたとされている。

しかし、それならばまず前掲の『拾遺古徳伝』の記述も「善信と号す」ではなく「善信と名のる」でなければならぬはずである。(存覚が「仮実相兼ぬ」とした「綽空」も「後序」では「改<sub>メテ</sub>綽空字<sub>ト</sub>……令<sub>メ</sub>書<sub>ニ</sub>名<sub>ト</sub>之字<sub>ト</sub>」と、「名」(実名)と扱われている。)

この『六要鈔』の記述に対して平松令三氏は、当時「仮実相兼ぬ」という例はなく信頼できない、とされているが、鶴見氏は房号がなく、仮号と実名が同一である人物が存在したとする例を挙げて、この記述の信憑性を

強調されている。

例えば聖覚には房号がなく、存覚(実名「光玄」)も、徳治二年(一一三〇七)、十八歳の折、「たとえ遁世していなくとも将来大谷廟堂の跡を継ぐ身である以上、房号を持つべき」とした祖父寛惠の遺言によって「尊覚」の号を授けられ、後に「存覚」と改めたが、それ以前には房号がなかったと述べている。

しかし、終生官僧であった聖覚には房号は必ずしも必要ではなく、「安居院の法印」「宰相法印」の通称で事足りるし、存覚に房号がない時代があったとしても、当時彼は官僧であり、当然官僧としての呼称——「大納言」という公名や「法印権大僧都」という位官をもって呼ばれていたはずである。

房号がないことが即実名と仮名が一つであることを意味するわけではない。

また、承元の法難において安楽房蓮西、善綽房西意、性願房とともに死罪に処せられた住蓮房について鶴見氏は、『三長記』元久三年(一一二〇六)二月二十一日条の、興福寺側の使者(五師)が法然らの処罰を求めた

源空仏法怨敵也。子細度々言上了。其身、並弟子安楽成覚此弟子未知名字住蓮法本等、可被行罪

科。

という記述を挙げ、「安楽(実名・蓮西)・成覚(同・幸西)・法本(同・行空)はすべて房号である。しかも成覚の実名が不明と記されていることからすると、興福寺側の使者は「住蓮」を房号と見ており、実名も判つていと考えられる」としながら、元久元年(一一二〇四)の

『七箇条制誡(七箇条起請文)』の第十六番目にある「住蓮」の署名を採り上げて、「住蓮には「住蓮」以外の名があったという記録は一切ない。ならば房号を署名した可能性よりも、むしろ「住蓮」という名は、証文に書くべき名でもあり、また、人が呼ぶ名でもある可能性が高いように思われる。そこに住蓮は、名は「住蓮」一つであるという可能性が窺われる」としている。

しかし、「住蓮」が房号であることを窺わせる当時の史料は『三長記』だけではなく、慈円の『愚管抄』(承久二年(一一二〇)頃成立)巻六には、

安楽房トテ、泰経入道ガモトニアリケル侍、入道シテ専修ノ行人トテ、又住蓮トツガイテ、六時礼讃ハ善導和上ノ行也トテ、コレヲタテ、尼ドモニ帰依渴仰セラル、者出キニケリ。ソレラガアマリサヘ云ハヤリテ、「コノ行者ニ成ヌレバ、女犯ヲコノムモ魚

鳥ヲ食モ、阿弥陀仏ハスコシモトガメ玉ハズ。一向  
専修ニイリテ念仏バカリヲ信ジツレバ、一定最後ニ  
ムカヘ玉フゾ」ト云テ、京田舎サナガラコノヤウニ  
ナリケル程ニ、……終ニ安樂・住蓮顯キラレニケリ。  
法然上人ナガシテ京ノ中ニアルマジニテヲハレニケ  
リ。

という記述がある。

ここでも「住蓮」は「安樂・住蓮」として遵西の房号  
「安樂」と並べて記されている。(「遵西・住蓮」ではな  
い)

この「京田舎サナガラコノヤウニナリケル程ニ」との  
記述からは、当時専修念仏が都鄙を問わず大流行し、そ  
の流行に乗って「安樂」という房号とともに「住蓮」と  
いう呼称(房号)が広く人口に膾炙していた事実が窺わ  
れるのである。

鶴見氏は『七箇条制誠』の署名の多くが実名でなされ  
ているから「住蓮」も実名であると主張されている。

署名の多くが実名でなされていることは筆者も否定し  
ないが、すべてが実名というわけではない。

何より鶴見氏自身が百九十名の署名の中に十五名の阿  
弥陀仏号(阿号)による署名があることを指摘し列挙し

ておられる。

生阿弥陀仏、証阿弥陀仏、好阿弥陀仏、度阿弥陀仏、  
自阿弥陀仏、観阿弥陀仏、浄阿弥陀仏、定阿弥陀仏、  
観阿弥陀仏、徳阿弥陀仏、自阿弥陀仏、持阿弥陀仏、  
空阿弥陀仏、法阿弥陀仏、唯阿弥陀仏

ちなみに鶴見氏は論文中、井上氏の「名之字」考」  
における「七箇条制誠」の署名は実名である」という  
主張を高く評価しておられるが、井上氏は「署名は、す  
べて実名である」と断定しており、井上氏の主張は鶴見氏  
自身の手によってすでに否定されているのである。

(ちなみに「住蓮」を実名とする井上氏の主張も「処刑  
された者の実名が最後までわからないというのは、少々  
不審に思う」<sup>⑤</sup>から、とあるだけで明確な論拠は何も示さ  
れていない。承元の法難に連座した性願房(死罪)、浄  
聞房、好覚房(以上、流罪)の実名もまた伝わっていない  
のである。)

『歎異抄』が伝える信心一異の諍論に登場する念仏房  
であるが、百九十名の中には「良鎮」という実名も「念  
阿弥陀仏」という阿号も見られない。ただし百三十三番  
目に「念仏」という署名が見受けられる。

もちろんこれを念仏房のものと即断することはできな

いが、筆者は次のように考えるのである。

『七箇条制誡』とは、法然が「普生戸号予門人念仏上人等」と門下の念仏聖・沙弥たちに対して七箇条の禁止条項を挙げ、「此上猶背制法輩者、是非予門人、魔眷属也、更不可来草庵」と宣言したものである。

「制誡」に違背した者を法然は断固として破門し門弟は甘んじてその処分を受ける、という師弟間の「起請」(誓約)を示すものが「元久元年十一月七日 沙門源空」以下、門弟百九十名の署名である。

陳弁書(『送山門起請文』)に添えて比叡山に提出されることが前提にあったとしても、門弟からすれば署名はまず第一に法然に対しての誓約という意味があつたはずである。

それゆえ門弟は法然門下の念仏聖・沙弥の自覚のもと、ある者は実名を、ある者は阿号を、そしてある者は房号をもつて署名したのではなからうか。

覚如が『口伝鈔』に記したように、入門の際に師から房号を授かるのが当時の慣習だったとすれば、法然から房号を授かった者は当然それを書いたのではないだろうか。(親鸞は法然から授かった実名「綽空」を書いた。)

また、署名を見ると、「行西」が五名、「安西」が三名、

「西縁」「幸西」「仏心」「念西」「蓮恵」「忍西」「向西」「実蓮」「実念」「蓮慶」「観尊」「進西」「西仏」「信西」「西念」「自阿弥陀仏」「観阿弥陀仏」がそれぞれ二名と  
いうように同一の名が計十九例もある。

またこの他、百四十一番目に署名した「空阿弥陀仏」も二人いる。高野山の明遍僧都が遁世の後「空阿弥陀仏」と号しているし、もう一人は嘉祿の法難に連座した空阿弥陀仏(実名不詳)である。前者は「有智の空阿弥陀仏」と呼ばれ、後者は「無智の空阿弥陀仏」と自称したという。

また、八十九番目に署名した熊谷直実の法名である「蓮生」も読みこそ違え二人いる。元久の法難の翌元久二年、畠山重忠の乱の際に共謀を疑われて出家した鎌倉幕府御家人宇都宮頼綱の法名もやはり「蓮生」である。前者は「法力房」と号し、後者は「実信房」と号した。

これらの例から当時法然の門下には同じ名を持つ者が珍しくなかつたことが知られる。

それゆえ、たとえここに署名された「住蓮」が実名であるとしても、それが承元の法難で処刑された「住蓮房」その人であるとは断定できないのである。

いずれにせよ、『七箇条制誡』の署名は、「住蓮房」の実名が「住蓮」であり、房号も実名も「住蓮」一つであつ

たとする主張の決定的証拠とはなり得ないと思われる。

また、この他にも鶴見氏は真仏、顕智ら親鸞の門弟の名を挙げている。

平松令三氏に拠れば、真仏には『経釈文聞書』表紙の「真仏」、『皇太子聖徳奉讃』表紙の「釈真仏」といった自書署名があるが、反面親鸞の自筆書簡には「真仏御房」との宛名が記されている。顕智も同様に「顕智」「釈顕智」との自書署名があり、他人から「顕智御房」と呼ばれている。(以上、『影印高田古典』等参照)

これらの事例と、自書署名には法名(実名)を、消息等の宛名には房号を書くという「実名敬避」に基づいた当時の礼儀に照らして、平松氏は真仏・顕智は「法名も房号も共通する名だけしかなかった」とされている。

しかし、この門弟の名については、鶴見氏自身が指摘するように、信憑性が疑われているとはいえず、「真仏」を房号、「顕性」を実名と伝える西念寺本『親鸞聖人門侶交名牒』——親鸞在世中の寛元三年(一二四五)提出の奥書あり——等の史料もあり、覚如が『口伝鈔』で伝えたように親鸞が彼らに本尊(名号、安城の御影)・聖教(『教行信証』他)、そして房号を授けていたとしたら、覚如の認識が正応三年(一二九〇)から同五年まで関東

に滞在した際に見聞した親鸞在世当時の東国教団の慣習に基づいたものだとしたら、親鸞から授けられた聖教類に親鸞から与えられた房号を記した可能性も充分考えられるのではないだろうか。

いずれにせよ、当時の史料で確認できないとしても、伝わらなかった可能性の方が高く、その人に実名以外の通称がなかったと断定するわけにはいかない。

なぜなら「名詮自性」の觀念が人々を拘束し「実名敬避」という慣習が厳に機能していた時代には通称がなければ日常生活そのものが成立しないのである。

存覚の「仮実相兼ね」る「綽空」とは——鶴見氏の主張する「仮実相兼ね」る「善信」も同様に——、当時の時代常識から見て本来あり得ないものであり、この記述は実名「綽空」を房号「善信」へと改めたという覚如説の矛盾を整合するための苦心の産物であったと考えるべきではなからうか。

覚如は『親鸞伝絵』に、親鸞の吉水入門を「隱遁のころざしにひかれて」(上二段)のこと、つまりは官僧からの遁世であると記し、入門以後の親鸞を「黒衣」——遁世の念仏聖の姿で描かせている。

このことからすれば、入門から元久二年閏七月までの

間親鸞が「善信」以外の仮号・通称を用いていたという認識が覚如にはあったことになる。覚如自身、十七歳で得度受戒して実名を「宗昭」と名告り、後に遁世して「覚如」と号している。(『日野氏系図』(専修寺本)には「僧宗昭」に「遁世覚如」、実悟撰『日野一流系図』の「宗昭」には「籠居改覚如」との註記がある。)

しかしその仮号・通称について覚如は何も書き残しておらず、このことも存覚が「綽空」を仮実相兼ねた名であるとしなければならなかった要因ではないだろうか。

前述したように、筆者は旧稿において『歎異抄』『恵信尼消息』の記述に基づき「善信」は吉水期以降に親鸞が用いた房号であると述べた。

確かに鶴見氏が指摘するように『歎異抄』が当時の論争の実態そのままを伝えているとは限らない。実際の場においては議論が錯綜し、感情的な発言すら入り混じった混沌としたものであったかも知れない。

おそらく親鸞にしても整理した形で弟子たちに語ったであろうし、唯円の記述も親鸞が語ったそのままというわけでもないであろう。

しかし、あらゆる文章表現は「読者」の存在を意識することなしには成り立たない。

つまり著者と読者の間にある共通理解、親鸞が生前他者から「善信房」と呼ばれていたという共通認識がなければ、あのような呼称の表現は取り得ない。前述のように実名が伝わりにくい時代状況の下、実名としての「善信」を書けば誰を指すのかがわからない場合があるし、実名だと知る者に対しては要らざる違和感、不快感を与えることにもなりかねないのである。

正応元年(一二八八、親鸞没後二十七年)頃に「偏為<sup>ニ</sup>散<sup>ニ</sup>同心行者之不審<sup>ニ</sup>」に「一室の行者のなかに信心ことなることなからんために、なくなくふでをそめて」書かれた『歎異抄』の場合にも唯円と同じ面授の弟子が少なからず存命している。

覚如は永仁三年(一二九五)に『親鸞伝絵』を制作しているが、これも正応三年(一二九〇)から二年間関東に赴き、親鸞の聖跡を巡拝、存命の弟子達と対面して収集した史料や伝承を元にしたことである。

『恵信尼消息』の「善信の御房」という記述も、常陸国下妻で見た夢の内容そのままが書かれているという保証はない。

また、井上氏は「自ら(筆者注・恵信尼)が見た夢告に影響された言い方」——夢中の人物が実名で呼んだとい

う意か?——とされている。

しかし、受取人の覚信尼に「父は「善信の御房」と呼ばれた人物である」という認識がなければ、恵信尼も「善信の御房」という表現は採り得ないはずである。(覚信尼は父と面談した人物の口からそう発せられ、父宛ての書簡の宛名にそう書かれているのを見聞きしたのであらう。)

もし「善信」が実名であるならば、日常生活において親鸞が何と呼ばれていたかが新たに問題となってくる。

しかし親鸞に「善信房」「善信の御房」以外の呼称——弟子からの「聖人」<sup>⑬</sup>、妻からの「殿」<sup>⑭</sup>は除く——は伝わっていない。

また、もし「善信」と実名で呼ばれていたとすれば、「実名敬避」が社会常識であった時代に、親鸞は一方では「聖人」と呼ばれて大変な尊崇を受けながら、一方では同時に常に実名で呼ばれるという無礼に晒され続けていたことになる。しかもその無礼を犯すのは、夫を観音菩薩の化身と信じた妻であり、「おなじくは、みもとにてこそおわり候わばおわり候わめ」(覚信)とまで語った門弟たちである。

「善信」実名説を唱える論者は「実名敬避」という慣

習を無視軽視するあまり、このように複雑かつ不可解な親鸞及び関東教団像を提示しているのである。

以上、本章において筆者は主に鶴見晃氏の論考に対し「善信」実名説批判の筆を奮ってきた。次号次章では井上田氏の論考を検討することとする。

#### 註

- ① 筆者は現在、旧稿発表後に本多弘之氏の教示によって知った真木出香子氏『親鸞とパウロ——異質の信』の論考等の、その後目にした研究成果を踏まえて旧稿を加筆補訂し、インターネット上で公開している。
  - ② 奥富敬之『名字の歴史学』一七四～五頁他参照。
  - ③ 『浄土惣系図』(西谷本)参照。
  - ④ 井上田・前掲論文九一頁
  - ⑤ 『歴史文化ライブラリー 親鸞』一二六頁参照。
  - ⑥ 『常楽台主老衲一期記』参照。
  - ⑦ 『尊卑文脈』、実悟撰『日野一流系図』参照。
  - ⑧ 以上、前掲論文一六頁
  - ⑨ 前掲論文九七頁
  - ⑩ 『明義進行集』巻二参照。
  - ⑪ 以上、『親鸞の生涯と思想』一二二頁参照。
  - ⑫ 前掲論文九七頁
  - ⑬ 善性本『御消息集』第一通・慶信上書。
  - ⑭ 『恵信尼消息』第三通。
- 善性本『御消息集』第一通・蓮位添状。